

公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり随意契約を締結したので、島根県会計規則（昭和 39 年 3 月 31 日 島根県規則第 22 号）第 66 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 26 日

島根県県央県土整備事務所長 土屋 伸生

1 随意契約を行う事項

（１）件名

信書便物の定期集配業務委託

（内容については別紙「仕様書」のとおり）

（２）契約の相手方

島根県邑智郡美郷町小谷 361

社会福祉法人 わかば会 理事長 寺本 賢司

（３）契約金額

集配業務 1 回当たり 3,500 円（消費税別途）

（４）契約相手方を選定した理由

邑智郡又は大田市に事業所を有する障害者支援施設等で、特定信書便事業許可を有する唯一の事業者であるため。

仕 様 書

1. 業務の内容

信書便物の定期集配

2. 集配場所

- ① 邑智郡川本町大字川本 265 - 3 川本合同庁舎 4 F
県央県土整備事務所 総務課(西部県民センター県央事務所川本駐在)
- ② 大田市大田町大田イ 1 - 3 大田集合庁舎 2 F
県央県土整備事務所大田事業所 総務スタッフ
- ③ 大田市大田町大田イ 236 - 4 あすてらす 2 F
西部県民センター県央事務所 総務課

3. 集配コース

①川本合庁 → ②大田集合庁舎 → ③あすてらす → ①川本合庁

4. 委託期間

令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 2 日

5. 集配日時及び時刻

月曜～金曜の隔日（祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）で、県があらかじめ指定する。（委託期間中 91 回を予定）

6. 業務取扱の基準

中国総合通信局長の認可を受けた信書便管理規定に定められている方法によって、委託業務を安全、正確かつ迅速に行わなければならない。

7. 信書便物の授受の方法

- (1) 信書便物は各集配場所（上記 2 の①、②、③）の職員が発送用コンテナ又は専用袋（以下「コンテナ」という。）に入れ、施錠する。
- (2) 信書便物の授受を行う場合は、各集配場所の職員及び委託業者立会のうえ、宛先及びコンテナの数量を確認し、別途示す信書便物の定期集配業務連絡票（以下「連絡票」という。）に記入又は確認印を押印する。

8. 業務の履行確認

県央県土整備事務所総務課職員が、県央県土整備事務所大田事業所及び西部県民センター県央事務所の発送した信書便物の入ったコンテナと連絡票を受け取り、当日の定期集配の履行確認を行う。

委託業者から取りまとめ期間の請求があったときは、納品書記載の集配回数と総務課保管の連絡票を照合し確認する。

9. 信書便の業務に関する教育及び訓練

信書便の業務に関し、信書便の役務の確実かつ安定的な提供を確保し、取扱中に係る信書便物の秘密の保護を確保するため、信書便の業務に従事する者に対し、必要に応じ、総務大臣の認可を受けた信書便管理規程に定められている教育及び訓練を実施するほか、新規採用時、事故や犯罪行為の発生時等においても必要に応じ実施する。